

目 次

表紙		P 1
改訂履歴表		2
第 1 章 総則	第 1 条～第 5 条	3
第 2 章 会員	第 6 条～第 11 条	4
第 3 章 役員	第 12 条～第 17 条	4～ 6
第 4 章 総会	第 18 条～第 27 条	6～ 8
第 5 章 理事会	第 28 条～第 35 条	8～ 9
第 6 章 資産、会計及び事業計画	第 36 条～第 46 条	9～10
第 7 章 事務局	第 47 条～第 49 条	10
第 8 章 定款の変更及び解散	第 50 条～第 54 条	11
第 9 章 雑則	第 55 条～第 56 条	11
附則		12

制 定 日	平成 24 年 10 月 12 日	承 認	確 認	起 案	NPO 法人 三和区振興会
		理事長	総会議長	事務局長	
最 新 改 訂 日	令和 8 年 5 月 30 日				
起案部門	事 務 局				

改訂履歴表

制改訂 年月日	改訂 符号 頁	改 訂 内 容	
		旧 内 容	新 内 容
H24. 10. 12	制 定		
H26. 4. 12	1	3	第 5 条（事業の種類） ②に銀行代理業務、生命保険管理業務その他日本郵便株式会社より受託された業務追記
			②以降条項について降番
R4. 5. 28	2	全	見直し番号表現変更 Rev. X. X
		1, 2	表現変更 改定
		10	第 55 条 この法人の公告は官報による。
			改訂 X
			改訂
			この法人の公告は官報による。ただし、法 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。
R7. 5. 24	3	4	第 12 条第 1 項第 1 号 ① 理事 20 名以上 30 名以内
			① 理事 15 名以上 25 名以内
所轄庁の認 証の日から	4	全	見出しの位置 条番号の後
		3	第 4 条
			第 5 条
		5	第 14 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
			条番号の前行
			⑧⑨号を追加し、以下の号番号を繰り下げ
			⑧⑨号を追加し、以下の号番号を繰り下げ
			役員の任期は最長 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 三和区振興会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を新潟県上越市三和区井ノ口 444 番地三和コミュニティプラザ内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域の住民や諸団体及び行政との協働により「元気な地域づくり」を進め、官民一体となった新しい「住民サービス」を創出することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① まちづくりの推進を図る活動
- ② 学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ③ 地域安全活動
- ④ 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ⑤ 社会教育の推進を図る活動
- ⑥ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑦ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑧ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑨ 環境の保全を図る活動
- ⑩ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言を行う活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

- ① げんきな地域づくりのための調査・研究及び事業の企画と運営
- ② 銀行代理業務、生命保険管理業務その他日本郵便株式会社より受託された業務
- ③ スポーツを楽しむための事業の企画と運営
- ④ 安心・安全に生活できるための事業の企画と運営
- ⑤ 地域の健康や福祉向上のための事業の企画と運営
- ⑥ こどもの健やかな成長のための事業の企画と運営
- ⑦ 男女が共同で地域を支えあうための事業の企画と運営
- ⑧ 農業の振興を図るための事業の企画と運営
- ⑨ 環境の保全を図るための事業の企画と運営
- ⑩ 受託事業に関する事業
- ⑪ 地域活動の周知を図る事業
- ⑫ その他目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人又は団体
- ② 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、入会の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めない場合は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- ① 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- ② 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、会費を1年以上納入しないとき
- ③ 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、出席正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、決議前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この定款に違反したとき
- ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役 員

(種別)

第12条 この法人には、次の役員を置く。

- ① 理事 15名以上25名以内
- ② 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1～2人を副理事長、1人を常務理事とする。

- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の三分の一を超えて含まれることになってはならない。
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、役員になることはできない。
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ④ この法律もしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条もしくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ⑤ 法第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の理事で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
- 8 理事長は、理事会の議決を経て、理事の他に顧問、参与を若干名置くことができる。

(代表及び職務)

第13条 この法人の代表は、理事長、副理事長及び常務理事とする。

- 2 理事長は、この法人の業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長を補佐して職務の執行を分担し、理事長及び副理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 理事の業務執行の状況を監査すること
 - ② この法人の財産の状況を監査すること
 - ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - ④ 前号の報告をするために必要がある場合には、理事会又は総会を招集する
 - ⑤ 理事の業務執行状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること
- 7 顧問、参与は理事長の諮問に応ずるほか、理事会に出席して意見を述べること。

(任期)

第 14 条 役員の任期は最長 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 第 1 項の規定に関わらず、任期の末日において後任の役員が選出されないときは、その任期を、任期の末日後の、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第 15 条 役員のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、停滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- ② 職務上の義務違反その他理事として相応しくない行為があったとき

(報酬等)

第 17 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 総 会

(種別)

第 18 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 19 条 総会は、正会員により構成する。

(権能)

第 20 条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業報告及び決算報告
- ⑤ 事業計画及び活動予算
- ⑥ 役員の選任又は解任
- ⑦ 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑧ その他運営に関する重要事項

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認めたとき

- ② 正会員総数の 5 分の 1 以上から開催の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- ③ 監事が第 13 条第 6 項第 4 号の規定により招集したとき

(招集)

第 22 条 総会は、理事長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号の規定による招集は監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があった場合は、その日から 30 日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は正会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。
- 4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会議決があったものとみなす。

(表決等)

第 26 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として、表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前 2 条、次条第 1 項及び第 50 条の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 正会員の現在数
- ③ 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること）
- ④ 審議事項及び議決事項
- ⑤ 議事の経過の概要及びその結果

- ⑥ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 人以上が議長とともに署名押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面による同意の意見を表示したことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- ① 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
 - ② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - ③ 総会の議決があったものとみなされる日
 - ④ 議事録作成に係る職務を行った者の氏名

第 5 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 29 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ 当該事業年度中の事業の変更及び予算の変更に関する事項
- ④ 事務局の組織及び運営に関する事項
- ⑤ その他総会の議決を必要としない業務の執行に関する事項

(開催)

第 30 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めた場合
- ② 理事総数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- ③ 監事が第 13 条第 6 項第 4 号の規定により招集したとき

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前 30 条第 3 号による規定による招集は、監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第 33 条 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

(表決等)

第 34 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として、表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条及び次条第 1 項の適用については、その理事は理事会に出席したものとみなす。

3 理事会の議決について、この法人と理事との関係につき議決する場合においては、その理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 理事の現在数
- ③ 出席した理事の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること）
- ④ 審議事項及び議決事項
- ⑤ 議事の経過の概要及びその結果
- ⑥ 議事録署名人の選任に関する事項

第 6 章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第 36 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 財産目録に記載された財産
- ② 入会金、会費及び寄付金品
- ③ 財産から生じる収入
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ その他の収入

(資産の区分)

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- ① 特定非営利活動に係る事業

(資産の管理)

第 38 条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第 39 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第 40 条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業区分とする。

① 特定非営利活動に係る事業

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならぬ。

(予備費の設定及び使用)

第 42 条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 第 41 条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算設立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第 44 条 理事長は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 45 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 事務局

(設置)

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別途定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第 48 条 主たる事務所には、法第 28 条に規定される書類の他、次に掲げる書類を常に備えおかななければならない。

① 会員名簿及び会員移動に関する書類

② 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(委員会)

第 49 条 この法人は事業を推進するために、必要に応じて委員会を設けることができる。

2 委員会の運営に必要な事項は理事会にて議決するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 50 条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産手続きの決定
- ⑥ 所轄庁による認証の取消

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選任)

第 52 条 この法人が解散するときは、理事会が清算人を選任するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で選定された者に譲渡するものとする。

第 9 章 雑 則

(公告)

第 55 条 この法人の公告は官報により行う。ただし、法 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(委任)

第 56 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の役員は、第 12 条第 3 項及び第 4 項の規定に関わらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定に関わらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(1) 理事長(代表理事)	服部誠治郎	(14) 理事	武田美紀
(2) 副理事長(代表理事)	武田至功	(15) 理事	田邊俊昭
(3) 常務理事(代表理事)	田内洋二	(16) 理事	田辺敏行
(4) 理事	赤井 修	(17) 理事	西條和夫
(5) 理事	秋山秀雄	(18) 理事	西條 裕
(6) 理事	飯田清人	(19) 理事	保坂正紀
(7) 理事	伊藤義則	(20) 理事	前田友好
(8) 理事	上田一誓	(21) 理事	松井 孝
(9) 理事	大原幸一	(22) 理事	松苗 勇
(10) 理事	岡本とり子	(23) 理事	宮崎正夫
(11) 理事	小山田房子	(24) 理事	横尾 幸一
(12) 理事	小林則子	(25) 監事	堀田勝彦
(13) 理事	高橋鉄雄		

- 3 この法人の成立初年度の事業計画及び予算は、第 41 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の成立初年度の事業年度は、第 46 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の成立当初の資産は、任意団体「三和区振興会」、「上越市交通安全協会三和支部」及び「三和区防犯組合」の各残余財産を引継ぐものとする。
- 6 この法人の成立当初の会費は次の通りとする。

(1) 正会員	個人	1,600 円/年	
	団体	1 口	1,600 円/年 何口でも
(2) 賛助会員	個人	1 口	1,000 円 何口でも
	団体	1 口	2,000 円 何口でも

附 則

- 1 この定款は、一部改訂し平成 26 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、一部改訂し令和 4 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、一部改訂し令和 7 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、一部改訂し所轄庁の認証の日から施行する。